

「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」のご紹介

★ 適正な職業紹介事業者の見える化

この制度を通じ、それぞれの分野で適正な有料職業紹介事業者を「見える化」します。求人者は、職業紹介事業者を利用するときに、サービスの内容や品質、その費用等を予め把握し、法令遵守をはじめ一定の基準を満たした適正な事業者を選択できるようになることが期待されます。

★ 認定取得のメリット

- 認定取得すると、各分野の認定マークを使って、求人者などに適正事業者であることをPRできます（名刺等に利用できます）。
- 認定事業者は特設サイトで公表されます。



★ 申請条件

- ・有料の職業紹介事業を行っている事業者の方
- ・認定申請する分野の施設に対して、少なくとも1つ以上の職種について、直近の過去2年連続で（※）、年間5件以上の入職実績（無期雇用）があること

※更新の場合は、直近認定期間3年間のうち2年間以上について要件を満たしていること

職種は下記の表を参照

医療分野	医師、看護職、リハビリテーション専門職、医療技術者、薬剤師、歯科医師、歯科衛生士、看護助手・看護補助者、歯科助手、栄養士・管理栄養士
介護分野	介護職（うち介護福祉士、うち介護福祉士以外）、リハビリテーション専門職、介護支援専門員、生活・支援相談員、機能訓練指導員、栄養士・管理栄養士、医師、看護職
保育分野	保育士、保育教諭、幼稚園教諭、栄養士・管理栄養士・調理員、看護師

詳しくは特設サイトへ

厚生労働省委託事業 「職業紹介優良事業者認定事業及び医療・介護・保育分野における適正事業者認定事業」受託運営事務局 一般社団法人 日本人材紹介事業協会

医療介護保育 適正

検索

